

病気にかかり治療が必要になると、仕事との両立が難しくなり、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくありません。

労使双方が協力しながら治療と就労を継続できるよう、必要な知識をご紹介します。

Q1. 治療と仕事の両立支援が必要になったら？

治療と仕事の両立支援は、疾病により支援が必要な労働者（患者）本人からの申出から始まります。

その際には、両立支援を検討するために必要な情報を労働者が収集して、事業者へ提出する必要があります。

まずは、「勤務情報提供書」などの事業場が定める様式等を活用して、業務内容や勤務時間など、自らの仕事に関する情報を主治医に提供します。自ら情報を収集することが困難な場合や、事業場内のルール等が不明な場合は、事業場の産業保健スタッフや人事労務担当者に相談してください。

また、主治医からの情報収集や、事業者とのやりとりに際して、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、大阪産業保健総合支援センター、保健所等の地域で活動している保健師、社会保険労務士等の支援を受けることも選択肢の一つです。



Q2. 労働者からの申出を受けたら？

両立支援を必要とする労働者（患者）からの申出があった場合、事業者は検討に必要な情報が不足がないかの確認が必要になります。

このため、産業保健スタッフや人事労務担当者は、労働者（患者）から治療と仕事の両立について相談があった場合、労働者が主治医から必要十分な情報を収集できるよう、書面の作成支援や手続きの説明など、必要な支援を行うことが望ましいです。

もし、情報が十分でない場合は、労働者（患者）本人の同意を得た上で、産業医等や産業保健スタッフ、人事労務担当者等が主治医からさらに必要な情報を収集することができます。